

平成 30 年 7 月 26 日
市民局防災・危機管理課
九州ドローンコンソーシアム

市政記者各位

災害時等におけるドローンの活用に関する協定締結及び合同救助訓練実施について

福岡市と九州ドローンコンソーシアム^{*}（KDC）は、大規模な自然災害や事故などの危機事案が発生した場合に、無人航空機（ドローン）を活用した災害対応を行うため、協定を締結しました。

災害時におけるドローン活用により、立ち入りが困難な災害現場の状況を把握したり、被害状況を俯瞰的に把握できるようになることなどが期待されます。

この協定に基づき、災害時におけるドローンの活用方法を検証するため、KDC と福岡市消防局で合同救助訓練を実施しますので、取材いただきますようお願いいたします。

（※九州ドローンコンソーシアム）

福岡地域戦略推進協議会において組成及び支援し、ビジネス創出や社会課題を解決する事業開発を目的として H 28.9 設立。現在 36 社・団体が参加。 ※別紙参照

1 協定概要

（1）協定締結日

平成 30 年 7 月 26 日（木）

（2）主な内容

- ・災害現場における撮影及び画像解析
- ・捜索活動における画像提供
- ・合同訓練の実施など



（イメージ）

2 合同救助訓練

（1）日時・場所

日時：**平成 30 年 7 月 30 日（月） 午前 10 時～午前 11 時**

場所：**福岡市消防学校グラウンド**（早良区西入部 1 丁目 15-10）

（2）訓練参加者

- ・九州ドローンコンソーシアム（会員企業中、麻生商事(株)、玉石重機(株)、国際航業(株)、他数社）
- ・福岡市消防局（機動救助隊、堅粕特別救助隊、室見特別救助隊の 3 隊 19 名）

お問い合わせ先

■ 市民局防災・危機管理課

担当：森山，落合 TEL:092-711-4056（内線 1722）

■ 九州ドローンコンソーシアム事務局（福岡地域戦略推進協議会（Fukuoka D.C.）内）

担当：松本，内保 TEL:092-733-5682 MAIL:info@fukuoka-dc.jpn.com

(3) 訓練内容

10:00 訓練開始

10:10 活動開始

要救助者が取り残されているという情報を受け、KDCのドローンにより上空から災害現場を撮影



指揮所に送られてくる映像を救助隊指揮者が確認後、現場の状況に応じた、より効果的な救助活動を指揮する。



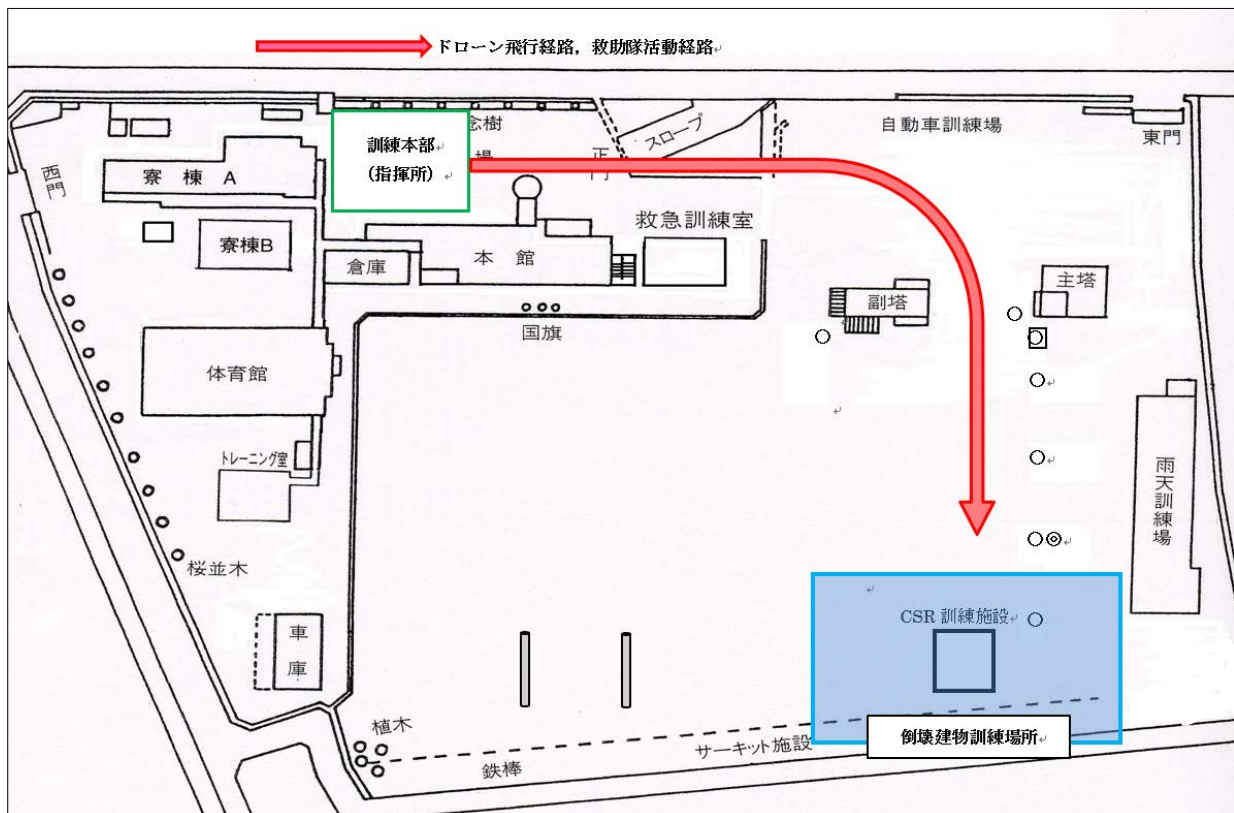
救助隊により救出・救助活動を実施する。

10:50 KDC 代表理事あいさつ

市長講評

11:00 訓練終了

〔会場図〕



九州ドローンコンソーシアム（KDC）について

1. 設立

2016年9月30日、福岡都市圏を中心とした産学官民プラットフォームである福岡地域戦略推進協議会（FDC）の支援により、ドローンの有用性や活用法の探索、及び新たな事業モデルの創出等を目的とした九州ドローンコンソーシアムの設立。

2. 団体概要

代表理事 増本 衛

所在地 福岡市中央区大名 2-6-11

3. 事業概要

KDC は、インフラ点検、農林水産、観光、防災、AI、教育の 6 つのワーキンググループに分かれ、それぞれの産業分野において、社会に求められるビジネスモデルの開発に取り組んでいる。

（具体例）・ドローンオペレータの育成

- ・農林水産分野へのモニタリングツールや散布・運搬などでのドローン活用の実証実験
- ・AI や画像認識技術を用いたソリューションの開発や活用検討
- ・インフラモニタリングでの技術検証、センシングデータの収集等

3. 参加団体

(株)トルビズオン	西日本高速道路(株)九州支社	(株)QTnet
FAS エコエナジー(株)	麻生商事(株)	DJI JAPAN(株)
国際航業(株)	株式会社オプティム	西日本高速道路エンジニアリング九州(株)
玉石重機(株)	計測検査(株)	(株)ニコントリンブル
西部ガス(株)	九州高速道路ターミナル(株)	(株)西日本新聞社
(株)NTT データ九州	損害保険ジャパン日本興亜(株)	ESRI ジャパン(株)
(一)ドローン撮影クリエイターズ協会	ドローンユナイテッド(株)	(株)ヴィジヨナリーズ
(一)九州経済連合会	富士通エフ・アイ・ピー九州(株)	富士通エフ・アイ・ピー(株)
西日本鉄道(株)	PwC Japan Group	九州旅客鉄道(株)
九州電力(株)	(株)JTB	(株)建築企画・コムフォレスト
オリックス・レンテック(株)	(学)麻生塾	Raputa Robotics(株)
大日本印刷(株)	(株)プロダクションナッブ	九電テクノシステムズ(株)

災害時等における
無人航空機の活用に関する
協定書

福岡市
九州ドローンコンソーシアム

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と九州ドローンコンソーシアム(以下「乙」という。))は、福岡市内において、大規模な自然災害や大規模事故等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等(以下「災害時等」という。)における無人航空機を活用した災害対応に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して要請する、無人航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を活用した災害対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(要請の内容)

第 2 条 災害時等において、甲が、乙に対して、要請する災害対応の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場の撮影及び画像解析等
- (2) 甲が行う被災者捜索活動等に対する画像提供
- (3) その他、甲と乙が協議し、必要と認める業務

(要請手続)

第 3 条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は速やかに要請に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 履行場所
- (3) 履行期日又は期間
- (4) 現場指揮者の氏名と連絡先
- (5) その他必要な事項

(協力活動の実施)

第 4 条 甲の要請に応じ、協力活動のため現場に到着した乙の構成員は、関係法令を遵守するとともに、現場指揮者の指示に従うものとする。

(安全の確保)

第 5 条 甲は、要請を受けて活動する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとし、構成員も自身の安全の確保に努める。

(協力活動の報告等)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に電子媒体等により報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲の積算基準や乙の見積に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(責任負担)

第9条 この協定に基づく協力活動に伴い、明らかに乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の構成員等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。また、第三者に損害を及ぼしたときの起因が明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。ただし、これ以外の場合については、甲乙協議のうえ決定する。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は協力活動を円滑に行うために、国土交通省航空局が定める無人航空機の運用方法マニュアルに準じて、平常時から乙の構成員に対し本協定を十分周知し、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備する。

(情報共有及び訓練等)

第11条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し訓練や研修等の実施に努めるものとする。

(情報の保護)

第12条 乙は、活動上知り得た情報及び個人情報等を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をも
って協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その
1通を保有する。

平成30年7月26日

甲 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市

福岡市長

高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名 2-6-11

九州ドローンコンソーシアム

代表理事

増本 衛

平成 年 月 日

九州ドローンコンソーシアム 様

福岡市長

災害時等における無人航空機の活用に関する依頼書

災害時等における無人航空機の活用に関する協定に基づき、下記のとおり協力を依頼します。

要請内容	
履行場所	
履行期間	年 月 日()～ 年 月 日()
現場責任者所属 職・氏名 連絡先	
その他 必要な事項	

【問い合わせ先】

所 属：

担 当：

連絡先：

平成 年 月 日

福岡市長 様

(協力活動実施者)

災害時等における無人航空機の活用に関する活動報告書

災害時等における無人航空機の活用に関する協定に基づき、協力活動の結果について、下記のとおり報告します。

要請内容	
履行場所	
履行期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施者	
成果物内容	
その他	

【連絡先】(協力活動実施者)

担当者：

住 所：

連絡先：